

5 都市建企第883号

令和 5 年12月22日

東京都建築基準法施行細則第三十五条第二号により知事が別に定める有効空地率の最低限度

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）第三十五条第二号の規定により、知事が別に定める有効空地率の最低限度は、東京都特定街区運用基準 第2 指定基準 1 街区指定の基準 （6） 有効空地 による。